

**令和6年度 山梨地方労働審議会**  
**第1回 家内労働部会（貴金属製品製造業） 議事録**

1 日 時：令和7年1月24日（金） 午前9時27分～午前10時45分

2 場 所：山梨労働局1階大会議室

3 出席者：公益代表：落合委員、今井委員、穂坂委員  
家内労働者代表：白倉委員、濱田委員、茂手木委員  
委託者代表：遠藤委員、田中委員、松本委員  
事務局：小林労働基準部長、鈴木賃金室長、篠原賃金指導官

4 議 事

- (1) 家内労働部会運営規程及び専決事項について
- (2) 家内労働の現状等について
- (3) 第14次最低工賃改正計画等について
- (4) 貴金属製品製造業家内労働実態調査の結果について
- (5) 山梨県基金測製品製造業最低工賃の改正等について
- (6) その他

5 家内労働部会審議

（賃金指導官）

定刻より少し早いですが、皆様お集まりでございますので、ただいまから、山梨地方労働審議会第1回貴金属製品製造業家内労働部会を開催させていただきます。

本日は第1回目の会議ということで、部会長が選出されるまでの間は、事務局で進行させていただきます。

本日は、御覧のとおり、全委員が御出席いただいております。

地方労働審議会令第8条第3項の規定により準用されました同条第1項の規定によって、本部会を開催し、議決することができることを報告いたします。

また、本部会は、一般に公開しております。

事前に傍聴について公示を行いましたが、傍聴希望者はおられませんでしたので報告いたします。

本部会は、山梨地方労働審議会の本審の委員の方と、今回新たに山梨労働局長が任命させていただきました、関係業界や労働組合の代表等である臨時委員の皆様によって構成されております。

いずれの委員におかれましても、令和6年11月26日に開催されました山梨地方労働審議会の本審におきまして、会長からこの部会の委員に御指名をいただいております。

なお、臨時委員の皆様方の机の上に任命通知書を置かせていただいております。  
本審委員の方はそのまま、臨時委員ではございませんので、今回通知は置いては  
ございません。

御了承いただきますとともに御確認をいただければと思います。  
それでは、労働基準部長の小林から御挨拶を申し上げます。

(労働基準部長)

委員の皆様方におかれましては、業務御多忙の中、今回の部会委員への御就任を  
御承諾いただきましたこと、誠に感謝申し上げます、ありがとうございます。

山梨県におきましては、三つの家内労働の工賃が定められております。

一つが、今年御審議いただきます貴金属製品製造業、もう後の二つは、婦人服製  
造業、電気機械器具製造業ということで、各種製造業につきましての家内労働の最  
低工賃が定められておるところでございます。

この見直しについては、3件あるということで、3年サイクルで見直しをする  
ということになっておりまして、今年は貴金属製品製造業の見直しをする  
ということで皆様方をお願いをしているところでございます。

家内労働法が制定されましたのが昭和45年ということでその当時と比べますと、  
だいぶ家内労働者の数というものが大きく減少している状況でございます。

45年当初は、全国で200万人を超える家内労働従事者がいたということでしたが、  
直近で見ますと、山梨県内では、約1,300人ということでだいぶ減ってきている、昨  
年と比べても、若干減ってきているという現状でございます。

ただですね、我々労働行政としましては、家内労働者の労働条件の確保、生活の  
安定を図っていくことにつきましては、重要な施策の一つであると認識している  
ところでございます。

今回も、我々のその考えに基づきまして、皆様方に御審議いただきたいという  
ように思っているところでございます。

本日は、先ほど、賃金指導官のほうからもお話をさせていただきましたけれど、  
部会長の選出、そして、所定の手続き等々を進めさせていただきました、家内労働  
等の現状や第14次最低工賃改正計画、貴金属製品製造業家内労働実態調査結果に  
基づきまして、真摯な御審議をしていただければなというふうに思っている  
ところでございます。

限られた審議時間ではございますけれども、慎重かつ十分な御審議をして  
いただきまして、また、我々事務局といたしましても、審議が円滑に進みます  
よう尽力させていただきますので、全会一致での決議となりますよう御  
尽力を賜りますればというふうに思っております。

簡単ではございますけれども、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願い申し上げます。

(賃金指導官)

続きまして、各委員の皆様方の御紹介でございますが、お手元の資料に委員名簿と配席表をお配りしております。

誠に恐縮でございますけれども、これにて、時間の関係もございますので、御紹介に代えさせていただきたいと存じます。

よろしく願いいたします。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思えます。

まず、一枚ものが三つです。

次第、配席表そして山梨地方労働審議会家内労働部会委員名簿。

そして、左上をホッチキス止めしています、厚いものと薄いものがございすが三つです。

厚いのが「山梨地方労働審議会審議資料」、次にありますのが「参考資料」、最後に「関係規定等資料」、ということで、一枚物とホチキス止めの三つずつということになります。お手元の資料で欠けているものがあれば、すぐに御用意できますが、大丈夫でしょうか。

(賃金指導官)

はい、ありがとうございます。

続きまして、次第に基づきまして3の部会長の選出、そして部会長代理の指名というところに入りたいと思えます。

家内労働部会の部会長につきましては、地方労働審議会令第6条第5項によりまして、「公益を代表する委員の中から委員が選挙する。」とされています。

事前に公益委員の皆様で御協議いただいております結果につきまして、今井委員から御報告をお願いできればと思えます。

よろしく願いいたします。

(今井委員)

それでは、私から報告、推薦させていただきます。

事前に公益委員で協議した結果、部会長には地方労働審議会本審の委員でもあります落合委員を推薦させていただきたいと思えます。

(賃金指導官)

ありがとうございます。

ただいま、今井委員から部会長に落合委員を、ということで御推薦をいただきましたが、いかがでございましょうか。

(各側委員)

(異議なし。)

(賃金指導官)

ありがとうございます。

それでは、全会一致で部会長に落合委員が選出されました。

続きまして、部会長代理の選出についてですが、部会長代理につきましては、地方労働審議会令第6条第7項により「部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。」とされていますので、落合部会長から部会長代理の指名をお願いいたします。

(落合部会長)

それでは、部会長代理は、今井委員をお願いしたく存じますがいかがでしょうか。

(今井委員)

はい、わかりました。

よろしくをお願いいたします。

(賃金指導官)

ありがとうございます。

それでは、部会長は落合委員、部会長代理は今井委員に決まりました。

お手元の委員名簿ですが、二重丸と丸を書く欄がそれぞれございますが、名前の左側に、部会長の落合委員の左側に二重丸で部会長ということを示していただき、部会長代理は今井委員ということで、一重丸を御記載いただければと思います。

それでは、落合部会長から御挨拶をいただきまして、以後の議事進行をお願いいたします。

(落合部会長)

ただいま部会長を拝命いたしました落合圭子と申します、よろしく申し上げます。

委員の皆様方におかれまして、御多忙のところ、今日お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

家内労働者側、それから、委託者側、それぞれですね、活発かつ真摯な御意見を頂戴しまして有意義な話し合いをさせていただけたらと思っておりますので、何とぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

(賃金指導官)

それでは、議事のほうを進めていただければと思います。

## 【 議事（1）家内労働部会運営規定及び専決事項について 】

(落合部会長)

それでは、早速ですが、議事に入りたいと思います。

まず、最初の議題である「家内労働部会運営規程及び専決事項について」、事務局から説明をお願いできますでしょうか。

(賃金室長)

着座にて説明させていただきます。

まず、表紙に、山梨地方労働審議会関係規定等資料と書かれております資料をお手元に御用意いただければと思います。

2枚おめくりいただきまして、1ページを御覧ください。

こちらのほうは地方労働審議会の仕組みの図になります。

家内労働に関しましては、家内労働法という法律によりまして、労働局長は、都道府県労働局に置かれる審議会に調査審議を求め、その意見を聴いて、最低工賃の決定、改正及び廃止を行うことができるとされておきまして、図の中央の山梨地方労働審議会がその審議会に該当いたします。

また、地方労働審議会は、関係法令によりまして、家内労働部会を設置することができ、また、最低工賃の改正等について労働局長から調査審議を求められた場合には、最低工賃専門部会を設置して、最低工賃額等の具体的な審議を行うこととされています。

家内労働部会及び工賃専門部会の委員につきましては、地方労働審議会令によりまして、家内労働者を代表する委員と委託者を代表する委員の数は同数とされており、山梨地方労働審議会運営規程によりまして、委員の数は、公、労、使、各側とも3名の合計9名で構成することとされています。

次に資料の3ページを御覧ください。

最低工賃の改正決定に至るまでの流れを記載した図になります。

図の左上からの説明になりますけれども、本日、開催しております家内労働部会の設置につきましては、令和6年11月26日に開催されました山梨地方労働審議会におきまして、設置が決定されたところでございます。

この家内労働部会におきましては、最低工賃の改正の必要があるかないかを御審議いただくこととなります。

改正の必要あり、との結論になった場合には、最低工賃をいくら引き上げるべきかという、具体的な金額などにつきまして、最低工賃専門部会を開催して別途審議いただくこととなり、引上げ額について結論が出ましたら、労働局長あてに答申をいただき、その後、答申要旨の公示、異議申出の受付、官報公示、改正した最低工賃の効力発生という流れになります。

なお、改正決定に係る諮問につきましては、地方労働審議会の本審を開催することなく、山梨労働局長名の諮問文を直接、山梨地方労働審議会の会長あてに交付することによりまして行うこととしております。

本日の家内労働部会におきまして、最低工賃の改正決定の必要がない、との結論に至った場合には、その旨を今後開催される山梨地方労働審議会の本審に報告して手続きは終了となります。

ですので、最低工賃専門部会は開催されないこととなります。

次に資料の7ページを御覧ください。

こちらは地方労働審議会令の条文を記載しております。

まず、委員の任期につきまして、第4条に規定がなされています。

第1項におきまして、「委員の任期は2年」と書かれておりますが、これは、地方労働審議会の本審の委員の任期が2年ということでありまして、本審の委員ではない、関係業界の代表等である臨時委員の皆様につきましては、同条第4項におきまして、「調査審議が終了したときに解任されるものとする。」と規定されておりますので、御承知おきいただきたいと思います。

次に10ページを御覧ください。

こちらは、山梨地方労働審議会運営規程になりますが、第12条の2の規定を御覧いただきたいと思います。

こちらは、各部会の終了に係る規定となりますが、「第9条の規定により設置した部会」には、家内労働部会も該当しますが、「その任務を終了したときは廃止されたものとみなす」とされており、また、次の第13条では、最低工賃専門部会につきましても、「その任務を終了したときは廃止されたものとみなす」とされています。

以上につきましても御承知おきいただきたいと思います。

次に、部会の専決に関する規定について説明いたします。

本来であれば、部会で議決した事項につきましては、部会報告を作成して、山梨地方労働審議会の本審に提出し、その報告を受けて、山梨地方労働審議会で改めて議決を行って決定する流れとなりますが、専門部会で決めていただいた事項につきまして、改めて、山梨地方労働審議会を開催して、決議することは手数がかかりますので、あらかじめ、専決の基準を設けているということでございます。

この専決の基準についての規定としまして、まず、資料の8ページにお戻りいただきたいと思います。

こちらは地方労働審議会令になりますが、第6条第8項におきまして、「審議会はその定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」とされておりまして、最低工賃専門部会につきましても、第7条の第4項により、第6条第8項を準用する形で、同様に規定されております。

次に、再び、10ページを御覧ください。

山梨地方労働審議会運営規定の第10条第1項におきまして、「部会長が本審の委員である部会が、議決をしたときは、その部会の議決をもって本審の議決とする。」ことが規定されております。

さらに、戻っていただきまして、資料の5ページを御覧ください。

本年11月26日に開催されました山梨地方労働審議会の本審におきまして議決した事項ですが、項目の4に「部会決議をもって審議会の議決とみなす」ことを確認していただいているところでございます。

以上によりまして、本部会における決議が本審の決議とみなされることとなります。

説明は以上でございます。

(落合部会長)

ありがとうございました。

ただいまの事務局から家内労働部会運営規定及び専決規定についての御説明をいただきましたけれども、今の御説明について、何か御質問等ございますでしょうか。

(各側委員)

(質問等なし。)

## 【 議事（2）家内労働の現状について 】

(落合部会長)

よろしいですか。

それでは、次に議題の（2）「家内労働の現状について」、再び事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

今度は一番厚い資料である山梨地方労働審議会審議資料を使用して説明させていただきます。

資料の1ページを御覧ください。

こちらは、厚生労働省が昨年度実施しました「家内労働概況調査」の結果を取りまとめた資料になります。

1ページと2ページに、全国の調査結果の概要が記載されております。

まず、1ページの2の（1）の家内労働者数の推移ですけれども、昭和48年度の約184万人がピークで、令和5年度は94,262人と、20分の1近くまで家内労働者数は減少しております。

次に（2）の男女別では、家内労働者の89.0%を女性が占めております。

(3) の類型別では、家庭の主婦などが従事する内職的家内労働者の割合が 93.9%と大部分を占めています。

(4) の業種別で見ますと、繊維工業の家内労働者数が最も多く、21,204 人、22.5%、次いで、電気機械器具製造業が 12,139 人、12.9%となっています。

続いて、2 ページになりますが、3 の (1) の委託者数につきましては、全体で 6,869、(2) の業種別では、繊維工業が最も多く 2,311、次いで電気機械器具製造業 752 となっています。

3 ページ目以降は調査の具体的な集計結果になりますので御参考としていただければと思います。

続きまして 9 ページを御覧いただきたいと思います。

山梨県と全国の委託者数及び家内労働従事者数の推移を表したグラフとなります。

山梨県のデータにつきましては、本年度の最新のデータも反映しております。

なお、家内労働従事者とは、家内労働者のほかに、家内労働者の同居の親族であって、家内労働者を手伝う補助者を合計したものになります。

次に 10 ページを御覧ください。

県内の貴金属製品製造業での委託者数及び家内労働従事者数の推移を表したグラフとなります。

説明は以上でございます。

(落合部会長)

ありがとうございました。

ただいまの御説明について、何か御質問等がございますでしょうか。

(各側委員)

(質問等なし。)

### 【 議事 (3) 第 14 次最低工賃改正計画等について 】

(落合部会長)

よろしいですか。

では引き続き、次に議題の (3) の「第 14 次最低工賃改正計画等について」、説明をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは、最低工賃の改正計画等について説明いたします。

まず、資料の 11 ページを御覧ください。

最低工賃の改正につきましては、3年周期での新設・改正計画を策定しております。現在、令和4年度を初年度とする、第14次最低工賃新設・改正計画によりまして、改正等の手続きを進めており、今年度が最終年度となります。

山梨県では、最低工賃が、電気機械器具製造業、婦人服製造業、貴金属製品製造業の3種類が定められておりまして、毎年1種類ずつ御審議をいただいております。次の12ページを御覧ください。

第14次計画の改正、新設、廃止についての方針を示したものとなります。

まず、改正につきましては、2の(1)計画的な改正におきまして、3年を周期とする計画に従って見直しを行うことが原則とされております。

(2)の改正諮問の見送りですが、改正を行う状況にないと判断され、改正諮問を見送る場合は、地方労働審議会又は家内労働部会において、御了解を得た上で見送りを行うこととされております。

3の新設につきましては、新設の必要性が高い業種で、(1)から(3)に示されている要件に合致するものについて実施するとされております。

最後の、4の廃止につきましては、適用家内労働者数が100人未満に減少して、将来的に増加する見込みがないなどの場合には廃止についても検討する、とされております。

なお、令和7年度からの第15次最低工賃新設・改正計画の策定を行っておりますが、第15次計画からは、本省の指示により、2年を周期とすることとされておりますので、2年間のうちに現状ある三つの工賃の審議を行うということになります。

今、その計画を作成しているところでございます。

次に13ページを御覧ください。

貴金属製品製造業最低工賃の現在の金額を記載した一覧表になります。

三つの作業工程について最低工賃を定めております。

次に15ページを御覧いただければと思います。

山梨県貴金属製品製造業最低工賃の改正の推移を表した一覧表になります。

貴金属製品製造業の最低工賃は昭和47年度に新設されまして、その後、平成12年度に最低工賃が設定される工程の大きな見直しがございました。

その後、少し工程の見直しが行われて、平成24年度からは現在の工程設定となっております。

その間、平成15年度、18年度及び27年度につきましては改正諮問の見送りとなっております。

令和3年度の改正につきまして、家内労働部会において委託者側から改正決定の必要性はないとの意見が出ましたが、採決の結果、改正決定の必要性ありとの結論に達しまして、最低工賃専門部会で金額審議を行っていただいた結果、ろう付けとワックスパターン取りを1円ずつ引き上げ、石留めは据え置きとして採決がなされました。

その際委託者側から、次回の審議においては、この工賃の存続についても審議していただきたい意見が出ていました。

説明は以上でございます。

(落合部会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明について、何か御質問等はございますでしょうか。

(各側委員)

(質問等なし。)

#### 【 議事（４）貴金属製品製造業家内労働実態調査の結果について 】

(落合部会長)

よろしいですか。

それでは次に、議題の（４）の「貴金属製品製造業家内労働実態調査の結果について」、説明をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは、資料 17 ページを御覧ください。

こちらは、本年度山梨労働局で実施しました家内労働実態調査結果の概要を取りまとめた資料になります。

まず、調査対象の選定について説明いたします。

家内労働の委託を行っている委託者は、家内労働法の規定に基づいて委託状況届という書類を毎年、労働局長あてに提出することとされております。

この届出により、家内労働の委託者を把握することができるのですが、これにより把握した貴金属製品製造関係の委託者、各種情報から日本産業分類の貴金属・宝石製品製造業の事業を行っていると考えられる委託者に対して、委託者向けの調査票を送付しました。

回答期限までに回答がいただけなかった委託者に対しましては、督促も行い、調査を実施いたしました。

また、委託者向けの調査の際には、実際に仕事を出している先である家内労働者の名簿の提出もお願いしまして、御提出いただくことができました家内労働者の名簿を基に、家内労働者向けの調査も併せて実施いたしました。

調査の対象数は、下の表にございますとおり委託者 147 で、そのうち 105 委託者から回答をいただきまして、回答率は 71.4%となりました。

また、回答をいただいた 105 社のうち、現在、家内労働を委託している委託者は 31 社となりました。

この31社が家内労働法上の委託者ということになります。

31の委託者のうち、山梨県貴金属製品製造業最低工賃の適用を受ける業種の委託者は15となっています。

続いて、先ほどの右隣の表を御覧ください。

先ほどの31の委託者から名簿の提出をいただいた家内労働者に調査をさせていただいたのが79人、調査票の提出があったのは47人、回収率は59.5%でした。

そのうち、山梨県貴金属製品製造業最低工賃の適用業種に該当する家内労働者は、19名となっています。

続きまして、18ページを御覧ください。

委託者、家内労働者の推移ですけれども、委託者はここ数年横ばい、家内労働者は、令和4年度、5年度は多くなっていますが、令和6年度は令和3年度の水準に戻っている状況です。

19ページからが委託者の調査結果となります。

1の委託理由は、前回改正審議を行った令和3年度と大きく変わっておりません。

3の委託量の変化ですけれども、「増加した・する」は令和3年度と変わりませんが、「減少した・する」が減っておりまして、「増減なし」は増加しております。

20ページは減った理由で、令和3年度より大きく減少したのは「製品の需要減少のため」でした。

今後の委託については、「減らしたい」という回答が減少しております。

21ページの4、工賃の決定方法について、最低工賃を参考としているが大きく増加しました。

22ページの7、工賃単価の引き上げについては、引上げなしが、引上げありを大きく上回っております。

次に8、月間工賃支払額ですが、10万円以上が41と一番多かったですが、割合を見ても前回よりも若干減少している状況。

その次が2万円未満で27となっており、こちらも割合で見ても前回よりも減少している状況です。

割合だけで見ますと、2万から3万が一番減少してしまっていて、4万から5万が増加しているという状況です。

続きまして、23ページの9、最低工賃設定業務に係る委託単価等の状況ですけれども、6年度の最低工賃額は、ろう付け、石留め、ワックスパターン取りともに現在の最低工賃と同額となっております。

続いて24ページの13、最低工賃の必要性等ですが、「必要」、「ないよりあったほうが良い」という肯定的な回答は、二つ合わせまして5割を超えているというところ です。

14は御解答いただいた委託者の皆様からの意見、要望を記載しております。

次に、25ページからは家内労働者への調査結果となります。

1の家内労働者の状況ですけれども、男女比はおおむね4対6となっております。

2の家内労働の態様を見ますと、専門的に行っているのは男性が多いのですが、世帯主以外が行う内職的な家内労働につきましては、女性が圧倒的に多くなっております。

3は、最低工賃設定業務に係る1個に必要な作業時間、1時間で実際に加工している数、平均的な不良品の発生割合を記載しております。

家内労働者によって、1個に必要な作業時間は違ってきています。

続きまして27ページの8、調査対象月に仕事をした日数、収入などを記載しておりますけれども、これも家内労働者によって大きく差が出ております。

29ページの12の最低工賃の必要性等ですが、「必要」、「ないよりあったほうが良い」を合わせますと、8割近くが肯定的な回答となっております。

13は、御回答いただいた家内労働者の皆様からの意見、要望を記載しております。次に31ページを御覧ください。

参考と書いておりますけれども、これは、委託者からの回答を基に試算をしております。

1時間でどのくらいできるかという平均を割り出しています。

ピアスは、平均1089.3円、石留めは858.1円、ワックスパターン取りのリングは521.8円、ペンダントは520円、ブローチ737.5円、イヤリングは864円、ピアスは684円となっております。

次に33ページを御覧ください。

家内労働者からの回答をもとに試算したものになります。

ろう付けは1,525円、石留めは1,147.1円、ワックス取りは1時間加工数の回答がなかったことから平均時間単価は算出しておりません。

家内労働全般で言えることにはなりますが、時間当たりの平均作業量は、家内労働者個人ごとに大きく異なっています。

その差には、作業の習熟の度合いのほか、それぞれの方の事情として、単位時間当たりできる限り稼ぎたい方、家事や介護などの合間の時間を活用して仕事をされている方、テレビなども見ながら御自身のペースで仕事をされている方など、雇用契約による労働と比べますと差が大きいこともあり、委託者においても、標準的な作業量はわからないとのお答えが多くなる事情がありました。

実態調査の結果は以上です。

(落合部会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明について、何か御質問等はございますでしょうか。

(各側委員)

(質問等なし。)

## 【 議事（５）山梨県貴金属製品製造業最低工賃の改正等について 】

(落合部会長)

よろしいですか。

それでは、次に、議題の（５）の「山梨県貴金属製品製造業最低工賃の改正等について」に入りますが、まず、事務局から御説明をお願いいたします。

(賃金室長)

審議資料の 35 ページを御覧いただきたいと思います。

こちらは山梨県の地域別最低賃金額及び特定最低賃金額の推移と引上げ額、引上げ率を示した一覧表になります。

最低賃金につきましては、原則として、産業や職業の種類を問わず、県内の事業場で働く全ての労働者と、労働者を一人でも使用している全ての使用者に適用される地域別最低賃金と、特定の産業に属する事業場の労働者とその使用者にのみ適用される特定最低賃金がございます。

山梨県の特定最低賃金としましては、電機関係と自動車関係の 2 種類がございます。

これらの特定最低賃金の推移も併せて記載しております。

この表は、関係規定等資料の 16 ページ、家内労働法第 13 条第 1 項に「最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者の適用される最低賃金との均衡を考慮して定めなければならない。」と規定されていることから、作成いたしました。

先ほどの 35 ページの表にお戻りいただきますと、表の一番左の列には、前回、貴金属製品製造業最低工賃の改正審議をいただいた令和 3 年度の最低賃金と比較した上昇率を参考として記載しております。

次に 37 ページを御覧いただければと思います。

37 ページ、給与等の年齢別変化、39 ページ、男女別の給与額の推移、それから 41 ページ、山梨県最低賃金と一般賃金水準との比較という資料がございます。

県内の賃金関係のデータの資料となっておりますので、御参考にしていただければと思います。

次に 43 ページを御覧ください。

県内の宝飾業界の動向を知ることができる資料がありませんでしたので、山梨中央銀行が毎月発表しています調査月報に、宝飾業界の動向が掲載されていますので、その部分を取りまとめてみました。

43 ページはその動向の概要、それから 45 ページ以降は宝飾業界の記載を抜粋したものを資料として付けました。

次に 65 ページを御覧ください。

山梨県で発表しております「山梨県の賃金・労働時間及び雇用の動き」の令和6年12月26日に発表された、令和6年10月分の速報になります。

これが今一番新しいものとなっております。

こちらのほうは参考に見ていただければと思います。

続きまして、次に83ページ、こちらも山梨県が発表しました、令和6年12月26日に発表しました「山梨県鉱工業指数」の令和6年10月分の資料になります。

85ページを御覧いただきますと、10月の概況が記載されております。

山梨県の鉱工業季節調整済指数の「生産」は前月に対して減少しておりますが、「出荷」、「在庫」の指数は、増加となっております。

次の86ページからは、生産の動向についてが記載されております。

87ページの上の表は業種ごとに生産動向が記載されています。

その表の下のほうに「その他の製品工業」とありますが、これが貴金属製品の数値となります。

そのあとの資料については、御参考までに御覧いただければと思います。

次に109ページ、山梨中央銀行が毎月発表しております「調査月報」の2024年1月分になります。

次の110ページに「概況」の記載がございます。

「10月から11月の県内景気は、「基調として緩やかに持ち直しているものの、一部に弱い動きがみられる。需要面においては、設備投資で一部持ち直しの動きがみられる一方、個人消費は力強さを欠いている。生産面においては、機械工業が横ばい圏で推移している。」と記載されています。

114ページに「宝飾」のことが書かれています。

それを見ますと、「受注・生産は全体として持ち直しの動きに足踏みがみられる。」と記載されております。

最後の資料125ページになりますが、こちらは、令和7年1月14日に山梨県が発表しました「甲府市消費者物価指数」の令和6年11月分の資料となります。

この資料の中の129ページを御覧いただきますと、消費者物価指数の動向が記載されております。

指数は、2020年を基準の100としておりますが、1の(1)の総合指数を御覧いただきますと、本年11月は前年同月よりも2.7%の上昇で、33か月連続プラスとなっていると書かれています。

説明は以上でございます。

(落合部会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明について、御質問等はございますでしょうか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(落合部会長)

よろしいでしょうか。

それでは、これから最低工賃の審議に入りたいと思います。

本日の部会におきましては、貴金属製品製造業最低工賃について、改正する必要があるかどうかという点について審議を行って結論を出していただくこととなります。

具体的な金額の検討は行わないということにつきまして、改めて御留意いただきまして、議論を始めたいと思いますが、先ほど室長からもお話がありましたけれども、前回令和3年度の専門部会におきまして、委託者側から、家内労働に携わっている方々が減少傾向にあることから、貴金属最低工賃の存続についても審議していただきたいとの意見がございました。

このことも含めて、今回審議をしていただきたいと思います。

それでは委員の皆様方、御意見をいただけますでしょうか。

はい、遠藤委員お願いします。

(遠藤委員)

私、この貴金属業界に身を置いているわけではないので、一般論ということになってしまいますけれども。

基本的には、こここのところの賃上げ傾向、最低賃金を含めて、ということも考えると、この金額の工賃ですね、最近の何年かのトレンドを見ていく中で、上がっているもの、上がっていないものもありますけれども、やはり、この家内労働者の方々に今後も戦力として働いていただくという観点から見ると、金額面の見直しということは必要なのかなというように、これはあくまでも一般論としてということになりますけれども、感じております。

また、この最低工賃の必要性云々ということに関して言うと、やはり、働いている側、あるいは、委託する側から考えたときにですね、やはり、一定の目安という意味では、この最低工賃が存在する意義はあるのではないかというように思います。以上です。

(落合部会長)

ありがとうございました。

ただいま遠藤委員から、基本的に最近の賃上げ傾向から考えても、戦力として行っていただく意味でも見直しは必要ではないかという御意見を頂戴しました。

また、貴金属製品製造業最低工賃の存続についても、目安として必要ではないかという御意見を頂戴しましたけれども、そのほかに委員の皆様。

はい、松本委員いかがでしょう。

(松本委員)

今聞いていまして、例えば、石留めというのも最低工賃で一つ出ていましたけれども、留める石、ダイヤモンドもあればエメラルド、ルビー、サファイヤ、半貴石と言われるような水晶系と。

硬度という、硬さが違うので、硬い石を留めるがほうが楽なんですね。

やわらかい石は、とめるのが難しい。そういうものを留めるほうが安かったり、難しいものを留めるほうが安かったりという現象問題とかね。

一概に、一つ物を留めるからいくらっていうように決めつけるというのじゃなくて、トータル的に我々は見ているんで、あまり、こう、一個留めていくらっていう感覚はないんですね。

だから、聞いていて、正直違和感があったですね。

工賃上げる、上げないってというのは、僕はまあ、必要ないかなっていうように思っています。

ただ、目安としての最低工賃っていう部分で、こういった形でやっとくことは、いいんじゃないかなと。

あと、今、デジタル化というのがすごく工場でも進んでいて、ろう付けなんかも水素バーナーを使って火で金を溶かして、金ろうっていうものを使いながら接着させるんですけども、今、レーザーがかなり主流になってきて、レーザーを使って打ち込むというような、すごく簡単にできるようになっています。ただ、その機械が何百万するんで、家内労働でそれを扱えるかっていうと、まあ、委託業者がそれを一緒に貸し出すみたいな形にはなるんですけども。

この10年間位で同じ内職の内容も変わってきています。

先ほど聞いていて、テレビを見ながらやられる方もいらっしゃるだろうけどといったんですけど、それはあり得ない。

我々の業界では一つの場所をちゃんと確保してやらないと、こたつの上でできる内職はないはずなんで。

それやっているようなところは、あまり聞いたことがないですね。

(田中委員)

線を縛ったりとかそういうような、連装したりとかそんな感じですかね。

(松本委員)

そういうのはあるかもしれないね。

いずれにしても、一概に、一つ何か工程をもらって、それがいくらってというのは決めづらい業種で、石の品質、価格によっても、また作業内容も同じろう付けでも、ものによって違ったりということなんで、いくらって決めるのは非常に難しい。

この表があっているか間違っているのか、僕には正直いってわからない。

ただ、ないよりは良いのかな。

委託業者としてやっている方たちも、あったほうが良いって言われているんで、改正というよりは、こういったものを令和3年に一回変えたっていうこともあるんで、そのまま維持した状態で存続させて、そういった一つの目安としてあるっていうことは良いことかなと。

ただ、これをそのまま使っている委託業者っていうのはないと思う。

そこらへんは、仕事の内容、商品の内容によって違ってくるんで、それはその委託業者さんがすれば良いことで。

だから、僕はこのままで良いかなって。

ちょっと目安として、という形の中での存続で良いんじゃないかと思います。

(落合部会長)

松本委員からは、最低工賃の存続については目安としては良いのではないかということですが、改正する必要はないのではないかという御意見でよろしいですか。

(松本委員)

改正してもしなくても変わらないと思う。

今言ったように、これをまともにみて工賃を決めることはあり得ない。

だから、一つの目安ということで、そこまで変える必要はないかなと。

(落合部会長)

ありがとうございました。

はい、田中委員お願いします。

(田中委員)

まずは、業界的には雨マークがかなりあったんですけれど、中銀さんの報告で。

それよりも低い感じですよ、大雨ですよ。

本当にここに書かれているとおりで、需要が昨年クリスマス商戦で非常に悪かったですし、おととしも悪いので、その2、3割ダウンということで、軒並み、横つながりのメーカーはバックオーダー、クリスマス入れましたよ、1月こっぴだけ仕入れますよみたいなバックオーダー、ほぼほぼなかったような状況ですね。

なので、海外も難しいです。なんかちょっと行き先が不透明な業界となっています。

その中で、この価格について、ちょっと、委託業者にヒヤリングしたところ、これ以下だったりしていますね。

最低工賃より下がっていたりするところもあったので。

目安として、最低工賃をあまり知らなかったというところもあるので、この辺は目安っていう部分では良いのかなっていうふうには思います。

今、業界的に、経営側もどんどん変わってきてまして、昔は、職人さんにいくらでやってくれみたいなごり押しが強かったですね。

今はやっぱり、一緒に仕事を進めていこうっていう感覚のほうが強いので、まあ分かった、お客さんに交渉してなるべく上げるようにしますね、みたいなという感じで、要望に対しては受け入れるっていう体制が出てるかなっていう風に思います。

それ以外でいうと、金の高騰ですね。

素材がものすごく高騰して、今週も最高値つけています。

そちらのほうが、やっぱり、経営的にというか、委託業者もそうですし、その辺の管理も含めてちょっとそっちのほうが頭が痛いですっていうのが現状の問題です。

なので、私も松本委員と同じで、目安であることは良いかと思って、特にには上げるというか変える必要はないのかなと思っています。

以上です。

(落合部会長)

はい、ありがとうございます。

田中委員から、松本委員と同様の、最低工賃の存続については、目安として存続させるのは良いのではないかということですが、需要が先行き不透明なことと金の高騰等があって、委託者側の圧迫をしていることから、見直しは必要ないのではないかという御意見でよろしいですか。

(田中委員)

はい。

(落合部会長)

はい、ありがとうございます。

家内労働者側の委員の先生、いかがでしょうか。

(白倉委員)

家内労働者側です。

いま目安で残すっていうのは、私も賛成ではございますけど、今世の中が、全体的には少し上げていこうっていう流れがございます。

連合としても、今回春闘というものを行いまして、だいたい目標5%の改善というのを目指しております、この家内労働部会のほうも、5%までとはいきませんが、正直、先ほど言ったとおり目安が難しいところとかもございまして、ある程度の、最低のところを少しでも上げておかないとですね、私たちも、働いている者の生活等々を見ていることでもありますので、少しの改正は必要かと思っております。

何卒、そこは御理解をいただきのと、あと、ここで改正しておかないと、もし世の中の景気が上がった時に、貴金属の業界だけが出遅れてしまうというのも少し懸念されますので、その辺は少し御理解いただいでですね、少しでも改正のほうをよろしくお願ひしたいとは思っております。

(落合部会長)

ありがとうございます。

ただいまの白倉委員からは、労働者の生活等を鑑みると、改正の検討をいただきたいという御意見がありました、それでよろしいですかね。

ほかの委員の方々、いかがですか。

(濱田委員)

はい、私も同じように思います。

遠藤委員がおっしゃっていたように、今の状況を見ますと物価高も続いておりますし、少しでも改正をすることで、もし、いろんな状態でだんだん需要がなくなっているのかもしれないのですけれども。いろいろ技術が上がってきたり。

ですけれども、労働者もまだ、家内労働というものを進めていきたい、というような働き方というものというような部分でも、まだ、その働き方を選べる方がいるのであれば、少しでも最低工賃を上げるというようなかたち、それで決まるとは思わないんですけれども、形として上げていくっていうことは大事なのかなというふうに思います。

(落合部会長)

ありがとうございます。

ただいま濱田委員から、この物価の上昇等も鑑みて、最低工賃の改正をしていったほうが良いのではないかと御意見が出ましたが、そのような内容でよろしいですか。

(濱田委員)

はい。

(落合部会長)

茂手木委員はいかがですか

(茂手木委員)

私も、賃上げをお願いしたいなというところが本当にあるんですけれども、先ほどの材料も高騰してますっていうお話もされたんですけれども、やっぱり全体的な物価が上昇していて、労働者のお財布が苦しいっていうのも事情でございますし。

あとは、業界に関しては大雨状態ですっていうお話もあったんですけども、この時に賃上げをしていただければ優秀な職人さんも辞めずに業界に残っていただいて、また、波が戻ってきたときに、人も流れずに持ち直すことができるのかなと思うので、可能であれば賃上げができれば、労働者としてはうれしいかと思いました。

以上です。

(落合部会長)

ただいま、茂手木委員から、物価が上昇続けている昨今、労働者の生活を守るためには、また、この業界、現在、なかなか厳しい状況にありますけれども、その中でも優秀な職人の方々を確保続けるという意味でも改正をしていただきたいという意見ということによろしいですか。

(茂手木委員)

はい。

(落合部会長)

今、労働者側の委員の方々からいろんな意見が出ましたけれども、それを踏まえて何か。

(松本委員)

先ほども言いましたけれども、目安という形で、我々、この表を見させてもらうということでやっているんで、そこで、上がるっていうことに対して、反対はないです。

世の中の動向が今こうだという状況もよくわかっているんで。

先ほど5%といわれていたけれども、この表を見ると、8円とかっていう数字、これは10%くらい上げないと1円とか上がってこないんで、最低でも10%くらいの上げるっていうんであれば、でないという意味がないかなと。

もしくは、今の状況見たらもっと上げて良いと思うんですけども。

これを見て、これでなくっちゃいけないということで、我々が工賃決めているわけじゃないんで、あくまでも目安という形の中でということ。

これを見ていて、例えばワックス取りなんかあるじゃないですか、ゴム取りか。

これなんかは、8円位。

これ以外と今、逆に人手不足なので、もっと出してってところいっぱいあるんです。本当にこの表のとおりやっているって、先ほども繰り返して言っていますけれども、あまりないんです。

逆に、仕事の内容、今田中委員が言われていたけど、仕事の内容で数こなしちゃうっていうのはこの表よりもっと安いのがあるんだけど、トータル的な、どっち

かっていうと1時間でどのくらい稼げるかっていうのを、大きく意味しているので、一個いくらというのは、僕らはあまり意識したことがない。

ただ、一つの目安として必要かもしれません。

今の世の中、動向がこうだということもよくわかるので、5%、どうせ上げるのであれば、どのくらいが良いのかよくわからないのですけれども、最低でも10%、もしくは15%でも20%でも良いんですけれども。

(白倉委員)

すいません、私も5%と言っちゃったんで、ちょっと5%が動いちゃったんですけれども。

5%は、あくまでも企業に求めてやってますよという話だけでございます。

たしかに8円に5%かけても大した金額にはならないので、すいません、そこはちょっと私の言い方が。

(松本委員)

日本全国の平均がよくわかっていないんですけれども、それに合わせた形でやっていうのは良いんじゃないかなと思います。

(落合部会長)

ありがとうございます。

今、松本委員から、あくまでも委託者側からすれば、あくまでもこれは目安であるんで、上げるということについては、特に異論はないという御意見を頂戴しましたけれども。

田中委員どうですか。

(田中委員)

はい、あの、同じくで。

もちろん、企業で働いている人たちは、物価どおり、給与は上げたりとかしているんで、目安としてみれば良いと思います。ちょっと上昇しても。

(賃金指導官)

部会長ちょっとよろしいでしょうか。

事務局から制度上の説明を加えさせていただきたいと思います。

例えば、最低工賃決められている、この厚い資料でいうと13ページに数字が出ておるわけですが、一番上を見ていただきますとプレス製のピアスのろう付けということを家内労働者に委託するとすると、1か所につき8円以上であることが、委託者の義務となります。

実際には松本委員がおっしゃるようにそれだけ頼むということはあまりないので、ほかの作業と合わせて、結局8円以上になったりして、ここだけ切り取って考えるのはいかがなものか、という御意見だったかと思うのですが。

目安という言葉が、そういう意味でいうと、工程がいくつもあるなかのこれが含まれている場合の目安ということかと思うんですが、これだけで委託する場合にはこの8円は目安ではなく義務になるというところも御理解を、間違いなくしていただいたうえで、また、議論、審議を進めていただければと思います。

切り取ってやっているところは少ないとは思いますが。

(松本委員)

いや、少ないじゃなくて、ないですよ。

だって、ろう付けしたら仕上げもしなければいけないし。

だからそんなに全然意識してないですよ。

そういう意味で単体が、これで1円、2円上がることによってこちらの委託側が、なんだよ、っていうことはあり得ない。

だから、それはそこまで心配されることはない。

(落合部会長)

今の説明を踏まえて、よろしいですか。

ほかに何か御意見のある委員の方々いらっしゃいますか。

(落合部会長)

よろしいですかね。

それでは、議論も出尽くしたということでとりまとめをしたいと思っておりますけれども。

お話を伺う限り、貴金属製品製造業最低工賃につきましては、改正決定をする必要があるということを皆さんが全会一致ということとでよろしいですか。

(各側委員)

(異議なし。)

(落合部会長)

ありがとうございました。

それでは、全会一致により、改正決定する必要があると認める旨、部会報告をさせていただきます。

それでは、本審議会へ審議経過等を報告することとなりますけれども、その部会報告案をただいま準備しておりますので、しばらくお待ちください。

(落合部会長)

準備が整いましたので朗読をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは、朗読させていただきます。

案。

令和7年1月24日。

山梨地方労働審議会会長、小澤義彦殿。

山梨地方労働審議会、家内労働部会部会長、落合圭子。

山梨県貴金属製品製造業最低工賃の改正決定の必要性の有無について、報告。

当部会は、標記について慎重に審議した結果、山梨県貴金属製品製造業最低工賃について、全会一致により改正決定することが必要であるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった委員は下記のとおりである。

以下、委員の皆様の御名前が記載されておりますが、朗読は省略させていただきます。

次に裏面を御覧ください。

山梨県貴金属製品製造業最低工賃改正に係る審議経過の概要を記載しております。

上が、本日の家内労働部会におきまして、審議事項について御審議いただいたことを記載しております。

下は、令和6年11月26日に山梨地方労働審議会の本審が開催されまして、部会の設置等につきまして御審議いただいたことを記載しております。

以上でございます。

(落合部会長)

ただいま、事務局が朗読した報告案につきまして何か御意見ございますか。

よろしいでしょうか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(落合部会長)

承認いただきましたので、この報告案のとおり、次回の本審に報告させていただきたいと思っております。

それでは、事務局から、今後の予定について説明をいただけますでしょうか。

(賃金室長)

お手元の資料のうち、「関係規定等資料」の3ページの最低工賃決定の流れの図について、先ほど説明させていただきました。

本日の部会におきまして、山梨県貴金属製品製造業最低工賃につきまして、改正の必要あり、との結論をいただきましたので、この図の流れのとおり、今後、速やかに地方労働審議会会長へ、直接、最低工賃の改正諮問を行わせていただきます。

その後、既に日程調整をさせていただいております、令和7年2月18日の午前9時30分から、本日と同じ1階会議室におきまして、最低工賃専門部会を開催させていただきます。

また、改正諮問を行いましたら、労働局の掲示板等に、関係家内労働者及び関係委託者からの意見を求める、意見聴取に関する公示を速やかに行います。

この公示期間につきましては2週間を予定しております。

意見聴取に係る公示のほか、最低工賃専門部会における参考資料とするために、前回の改正時と同様に、最低工賃設定業務を委託している委託者と実際に業務を行っている家内労働者に対しまして、事務局で改めて意見等を聴取することを予定しております。

この結果につきまして、最低工賃専門部会に報告を行うことによりまして、関係者からの直接の意見聴取に代えさせていただきたいと考えております。

前回の貴金属製品製造業最低工賃の改正の際に実施しました意見聴取項目を参考にいたしまして、お手元にお配りしております意見聴取項目案を作成しました。

内容を御確認いただきまして、何か追加で聴取した方がよい項目等がございましたら、御指示等をよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

(落合部会長)

ありがとうございました。

ただいま、事務局から、今後の予定等について説明がございました。

関係者からの意見聴取については、事務局で意見聴取を行い、その結果について部会に報告することにより代替する旨の提案がありましたけれども、事務局提案でよろしいでしょうか。

もしくは、御意見等ございましたらいただきたいと思ひます。

(各側委員)

(意見等なし。)

(落合部会長)

よろしいでしょうか。

それでは、関係者からの意見聴取については、提案どおり行うこととしますので、事務局は今後の作業を進めるようお願いいたします。

## 【 議事（6）その他 】

(落合部会長)

それでは、最後に「その他」となりますが、各側で何かございますでしょうか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(落合部会長)

よろしいですか。

では、事務局から何かございますか。

(賃金室長)

最後に一点、連絡とお願いをさせていただきます。

令和7年2月18日に開催する最低工賃専門部会の審議の冒頭におきまして、家内労働者側及び委託者側の各側の委員から、まず、審議に臨むに当たっての基本的見解を述べていただくことを予定しておりますので、御準備をお願いしたいと思います。

以上でございます。

(落合部会長)

ありがとうございます。

それでは、長い時間ありがとうございました。

(白倉委員)

すいません。

基本的見解は提出ですか、それともコピーして持っていく。

(賃金室長)

すいません。

資料とさせていただきたいので、前日までにいただけると。

(白倉委員)

17日。

(賃金室長)

はい、17日までをお願いします。

(松本委員)

それは我々もですよ。

それは、何か来るんですか。

(賃金室長)

参考までに、前回の令和3年の時にそれぞれでいただいた基本的見解を、のちほどそれぞれにメールをさせていただくことにしますので、それを参考にしていただいて、おまとめいただければと思います。

(松本委員)

それを提出する。

(賃金室長)

メールで御提出いただければありがたいです。

(落合部会長)

よろしいでしょうか。

では、以上をもちまして、本日の家内労働部会を終了いたします。

なお、本日の議事録の確認は、本審の委員でもあります濱田委員、遠藤委員にお願いいたします。

長時間お疲れ様でした。

どうもありがとうございました。